

いじめ防止・対策マニュアル

令和3年 10月改訂

令和7年3月 改訂

令和7年6月 改訂

有明工業高等専門学校

いじめ対策委員会

本校では、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を醸成するように努める。

本マニュアルは、有明工業高等専門学校における「いじめ防止等基本計画」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、いじめと考えられる事案が発生した場合において迅速かつ的確な行動をとるための体制を整え、教職員がとるべき必要な準備や対応を明確化することを目的として作成したものである。

なお、本マニュアルは適宜見直しを行うものとする。

有明工業高等専門学校 いじめ対策委員会

目 次

I. いじめ問題に関する基本的な考え方と学内体制	
I-1. いじめとは	1
I-2. いじめに対する基本姿勢と学校・教職員の責務	2
I-3. いじめ問題への組織的な対応	3
II. いじめの未然防止	
II-1. 有明高専における未然防止の取り組み	4
III. いじめの早期発見・対応	
III-1. 早期発見のための手立て	6
III-2. 早期発見チェックポイント	6
III-3. いじめ発見・相談時の対応	8
III-4. いじめが疑われる事案が発生した場合の対応	9
IV. いじめ重大事態への対応	
IV-1. 重大事態とは	13
IV-2. 重大事態における組織的対応の流れ	13
V. ネット上のいじめへの対応	
V-1. ネット上のいじめとは	14
V-2. 未然防止の取り組み	14
V-3. 早期対応	15
VI. いじめの解消	
VI-1. いじめ解消の判断	16
VI-2. 再発防止	16
VI-3. いじめ相談窓口	17

I. いじめに関する基本的な考え方と学内体制

I-1. いじめとは

【いじめの定義】

- ① 「いじめ」とは、学生に対して、当該学生が在籍する学校に在籍している等当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ② 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断しなければならない。

（「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」（以下、「機構ポリシー」）より）

いじめは、「いじめを受けた学生の主観に基づき判断する」ものであり、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じている場合は、いじめがあったものとして認知しなければならない。

【いじめの態様】

具体的ないじめの態様として、以下のものが挙げられる。

1. 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間外れ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. 上記7の様子を撮影される、他者に送信される。
9. SNS等のインターネット上で誹謗中傷や嫌なこと、無視をされる。

いじめに発展する恐れがある何気ない冷やかしか悪ふざけなど「遊び」や「ふざけ」を装うもの、双方にトラブルの要因がある学生間トラブルなど、いじめかどうかの見極めが難しい事案や周りには見えにくいもの、そもそも「いじめている」という意識、認識が薄い場合や、いじめを受ける側と行う側とが入れ替わる場合もある。

（「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」（以下、「機構ガイドライン」）より）

I-2. いじめに対する基本姿勢と学校・教職員の責務

【いじめに対する基本姿勢】

1) いじめは身近に起こりうることを認識する

いじめは本校のどの学生にも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。

2) いじめを許さない・放置しない

いじめ防止等のための対策は、本校の全ての学生がいじめを行わず、また他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。

3) いじめを受けた学生に寄り添った対応

いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、機構、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

4) いじめ防止への取組と組織的な対応

本校の全教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、組織的な対応を行う。

(「有明工業高等専門学校いじめ防止等基本計画」(以下、「いじめ防止等基本計画」)より)

【いじめに対する学校・教職員の責務】

1) 学校の責務

全ての学生が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に定める者(以下「保護者等」という。)、地域及び関係諸機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止と早期発見に努めるとともに、学生がいじめを受けていると疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処する。

校長は、本校のいじめ防止等の対策について重要な責任を負うことを自覚し、学生の生命または心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して職務を遂行しなければならない。

2) 教職員の責務

全ての教職員は、本校「いじめ防止等基本計画」の内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。また、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽、放置するようなことがあってはならない。

(「いじめ防止等基本計画」より)

I-3. いじめ問題への組織的な対応

【いじめ問題への対応】

「いじめ防止等基本計画」は、個々の教職員がいじめを抱え込まず、かつ、いじめへの対応が適切になされるように、いじめの未然防止のための取り組み、早期発見およびいじめ事案への対応の在り方などについて示されたものであり、学校全体として組織的にこれらに取り組む必要がある。その中心として「いじめ対策委員会」を設置している。

【いじめ対策委員会】

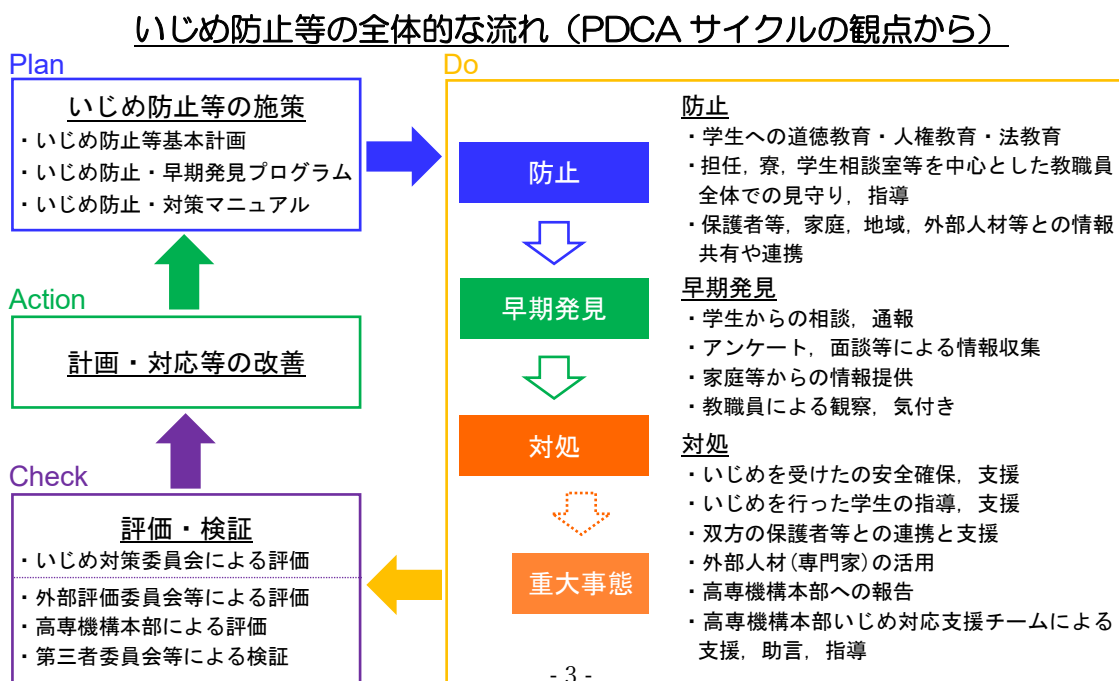
本校では、いじめの防止および対応等を組織的かつ実効的に行うために「いじめ対策委員会」を設置している。同委員会は校長を委員長として、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、学生相談室長、学生副主事(1名)、寮務副主事(1名)、コース長・一般教育科長(前出の構成員が所属しているコース・一般教育科の長を除く)、事務部長、学生課長およびその他校長が指名した者で構成される。また必要に応じて委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる体制としている。

いじめ対策委員会は以下の事項について審議し、いじめ対策の中心的な役割を担う。

- (1) いじめ防止等基本計画の策定・見直し及びそれに基づく取組等の点検・評価に関すること。
- (2) いじめ防止・早期発見プログラム及び本マニュアル(いじめ防止・対策マニュアル)等の策定・見直しに関すること。
- (3) いじめ対策に係る体制の整備に関すること。
- (4) いじめの把握及びいじめ事案への対応に関すること。
- (5) その他いじめの防止等に関すること。

【いじめ防止等に関する施策のPDCA サイクル】

以下の図は、いじめ防止等の全体的な流れをPDCAサイクルの観点から示したものである。実績に基づいて、いじめ防止等の対策およびいじめへの対応が適切に機能しているかどうかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。



Ⅱ. いじめの未然防止

Ⅱ-1. 有明高専における未然防止の取り組み

【メンタルヘルス教育の充実】

- ① メンタルヘルス関連の講座を開催し、いじめが起きにくい・いじめを許さない土壌を作り、予防教育の充実を図る。
 - ・ 学生に対するコミュニケーション能力向上、ゲートキーパー¹の育成、ハラスメント、スマホ安全指導、ネット依存、LGBT、性教育等幅広く開催する。
- ② 学生が相談しやすい環境を作る。
 - ・ 窓口である学生相談室はリーフレットや年刊誌の発行、オリエンテーション等を利用して、啓発に努め、部屋の配置等を工夫し、利用しやすい環境をつくる。

【学生の実態把握の促進】

- ① 教職員はすべての教育活動を通して、学生の実態把握に努める。
- ② 全学年を通してメンタルヘルス関連のアンケートを実施し、いじめの実態把握や学生の日頃のメンタルヘルスの把握に努める。
 - ・ こころのアンケート、学校適応感尺度調査、性格適応検査、こころと体の健康調査等を利用する。
- ③ 教職員に対し、いじめに関する研修会等をFD/SDとして実施し、教職員の意識改革を行う。

【いじめ防止週間の設置】

- ① 毎年、11月の第2週をいじめ防止週間とする。
- ② ポスター掲示、メール配信等を通して、いじめ防止の啓発に努める。

【いじめ防止・早期発見プログラム（年間計画）の整備】

- ① いじめの未然防止や早期発見のため、学校全体で組織的、計画的に取り組むことが大切である。そのため、年度当初に組織体制を整備し、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組む。
- ② 高専機構ガイドラインをふまえ、「いじめ未然防止（学生対象）」「いじめ早期発見（学生及び保護者等対象）」「教員研修（教職員）」の3つの観点及び、いじめ対策委員会の活動を通じた具体的ないじめ防止/早期発見プログラムを実施する。

¹ 「ゲートキーパー」…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

有明高専いじめ防止・早期発見プログラム（予定）

学期	月	いじめ未然防止の取り組み (学生対象)	いじめ早期発見の取り組み (学生および保護者等)	教員研修 (教職員の取り組み)	いじめ対策委員会	PDCA
前期	4	・1年生オリエンテーション (学生相談室の紹介・スマホ安全指導)	・いじめアンケート(全学年) ・いじめアンケート後のカウンセラー面談		・定例会議 ・オリエンテーション等	・計画・目標作成
	5	・性格適性検査実施(1～4年生) ・こころと体の健康調査実施(5年生、専攻科)	・性格適性検査 ・こころとからだの健康調査後のカウンセラー面談			
	6	・学生相談室便り「微笑み」発行	・いじめについての研修(1年生) ・いじめアンケート(全学年)		・定例会議	・教職員アンケート
	7	・性教育(1年生)	・担任による個人面談			
	8	・夏季休業前の啓発活動			・定例会議	
	9		・保護者等面談 ・保護者等アンケート実施(1～5年生)	・九州沖縄地区学生相談室長会議		
後期	10		・いじめアンケート(全学年) ・いじめアンケート後のカウンセラー面談	・FD研修(学生支援関係)	・定例会議	・中間評価と取り組み改善
	11	・ネット依存と犯罪についての講話(1年生) ・いじめ防止週間(ポスター掲示、メール配信等啓発活動)	・学校適応感尺度調査(全学年)	・いじめの防止等に関する普及啓発協議会(文部科学省) ・全国国立高等専門学校学生支援担当者教職員会議(機構)		
	12	・ハラスメントについての講話(3年生) ・コミュニケーション講座(参加希望学生) ・冬季休業前の啓発活動			・定例会議	
	1	・LGBTについての講話(1年生)	・いじめアンケート(全学年)			
	2	・春季休業前の啓発活動			・定例会議(基本方針・プログラム等の見直しと改定)	・年間評価 ・次年度計画作成
	3					

※年度によって取り組み等は前後することがあります。

Ⅲ. いじめの早期発見・対応

Ⅲ-1. 早期発見のための手立て

【いじめアンケートの実施】

- ① いじめ対策委員会は、いじめアンケートを実施し、記載内容によって、再度アンケートを実施、カウンセラーによる面接、同委員会による聞き取り調査等段階に分けて対応することで、実態把握に努める。

【学生相談の充実】

- ① 学生相談室は、メンタルヘルス関連のアンケートを実施後、必ず評価を行い、気になる学生への早期介入を行う。
- ② カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員による予防的面接を実施する。
- ③ 教職員からカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家への連絡・相談がスムーズに行えるよう相談・協議の場を設ける。
- ④ 各コースに学生相談室連携教員を配置し、学生相談の充実を図る。

【保護者等との連携】

- ① 学生相談室は、保護者等対象にアンケート調査を実施し、学生の家庭での様子の把握に努める。
- ② 保護者等に相談窓口を案内し、相談しやすい環境作りに努める。
- ③ 担任は、保護者等との連携を密にし、保護者等からの訴えに耳を傾ける。

【関係部署や関係機関との連携】

- ① 学寮関係者はいじめ対策委員会と連携し、学寮における人間関係の把握や個々の学生の状況について情報共有する。
- ② 学生サポートセンター会議、各コース会議、学生委員会、担任会等で常に情報を共有し、いつでも連携できるようにしておく。
- ③ 学外関係機関（警察・弁護士・後援会等）とは必要に応じて連携し、情報共有をする。

Ⅲ-2. 早期発見チェックポイント

【いじめ早期発見のチェックポイント】

「いじめを受けた学生」、「いじめを行った学生」および「いじめが起きている集団」で見られる特徴を場面ごとにピックアップしている。これらの兆候が見られた場合は、いじめが起きている可能性があることを認識し、当該学生および学生集団の様子を十分注意して見守る必要がある。

「いじめを受けた学生」の様子

◆ 登下校、始業時

- A 集団から離れて登下校している。
- B 早退や今までとは違う形態で登下校することが増えている。
- C 他の学生のカバンを持たされている。
- D 体調が優れないということをよく訴える。
- E 落ち着きがない。
- F 学習意欲が減退し、忘れ物が多くなる。
- G 1人だけ遅れて教室に入る。
- H 机、教科書、ノートなどが汚れていたり、落書きされていたりする。
- I 席が他学生と代わっていることが多い。
- J その学生の周囲がざわついている。

◆ 授業中・休み時間

- A 教室に一番最後に入ってくることが多い。
- B グループ分けで孤立しがち。
- C 下を向いて視線を合わせようとしない。
- D たびたびトイレや保健室に行きたがる。
- E 頭痛、腹痛を頻繁に訴える。
- F 心ざけた雰囲気の中で、学級委員や班長などに選ばれる。
- G 発言を冷やかされたり、笑われたり、やじられたりしている。
- H ときどき涙ぐんでいる。
- I 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- J わざとらしくはしゃいでいる。

◆ 清掃時間

- A いつも雑巾がけやごみ捨てなど人が嫌がる役割をしている。
- B 1人で離れて掃除をしている。
- C 1人で掃除をさせられている。
- D その学生の机や椅子が乱雑に扱われている。

◆ 部活動

- A 1人で準備や片付けをやらされている。
- B 練習の相手をしてもらえない。
- C 欠席が増える。
- D 体調不良を訴えたり、遅れてきたりする。
- E 部活を辞めたいといってくる。
- F 別メニューをさせられたり、失敗するとオーバーに叱られたりする。

◆ その他

- A 靴など物がなくなっていることがある。
- B 用もないのに残っていることをよく見かける。
- C 服が不自然に汚れていたり、濡れたりしている。

「いじめを行った学生」の様子

- | | |
|---|------------------------------|
| A | 多くのストレスを抱えている。 |
| B | 人によってあからさまに態度を変える。 |
| C | グループで行動し、他の学生に指示を出していることが多い。 |
| D | 家や学校で悪者扱いされていると思っている。 |
| E | 特定の学生にのみ、強い仲間意識を持っている。 |
| F | 教職員の指導を素直に受け入れない。 |
| G | 他の学生に対して威嚇するような表情、態度、発言が多い。 |
| H | 人の機嫌をとる。 |
| I | にやにや、にだにだしている。 |
| J | やたらと大きな声で話す。 |

「いじめが起こっている集団」の様子

- | | |
|---|---------------------------------|
| A | ゴミが散らかっていたり、机が曲がっていたり、教室が荒れている。 |
| B | 教職員がいないと掃除がきちんとできない。 |
| C | 些細なことで他人を冷やかすグループがある。 |
| D | 特定の学生に気を遣っている雰囲気がある。 |
| E | 自分たちのグループだけでまとめ、他を寄せ付けない雰囲気がある。 |
| F | 絶えず周りの顔をうかがう学生がいる。 |

Ⅲ-3. いじめ発見・相談時の対応

【基本姿勢】

- ① いじめを受けた学生・いじめを知らせた学生を守り通すこと。
- ② いじめを受けた学生・いじめを行った学生等に話をきく場合は、別の場所で聞く等最大限の配慮を行うこと。
- ③ 教職員の目の届く体制を整えること。
- ④ いじめを発見、又は相談を受けた場合には速やかにいじめ対策委員会へ報告する。

【事実確認と情報の共有】

- ① 報告を受けたいじめ対策委員会は、学内関係者の協力のもと組織的に当該学生に係るいじめの事実の有無の確認を行う。
- ② いじめ調査の結果については、高専機構へ報告する。

※ いじめ調査における注意事項

- 事実確認はいじめを行った学生からいじめ行為に至った経緯や心情等を聴き取るとともに、周囲の学生や

関係者、保護者等第三者からも詳しく情報を得ること。

- 短時間で正確な事実を把握するため、対象学生 1 人に対し複数の教職員で聴き取りを行うこと。また、教職員間の連携と情報共有を随時行うこと。
- 聴き取り調査においては対象学生の心理的負担を考慮し、カウンセラーと連携してメンタルケアに努めること。

<把握すべき情報例>

- 誰が誰にいじめを行ったか？
- いつ、どこで起こったか？
- どのような内容のいじめか？どのような被害を受けたか？
- いじめのきっかけは何か？
- いつ頃から、どのくらい続いているか？

情報(記録・資料等)の
取扱いにはくれぐれ
も注意すること

Ⅲ-4. いじめが疑われる事案が発生した場合の対応

【対応の流れ】

機構ポリシーには、「教職員は、法、国の基本方針及び本ポリシーにのっとり、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、学校いじめ対策委員会は組織的に当該学生に係る事実の有無の確認を行うとともに、学校はその結果を別に指定する様式により機構に報告する。」とある。いじめが疑われる事案が発生した場合は、迅速に本校いじめ対策委員会へ報告する。以降、次ページにいじめが疑われる事案が発生した場合の対応の流れを示す。

【いじめを受けた学生とその保護者等への対応】

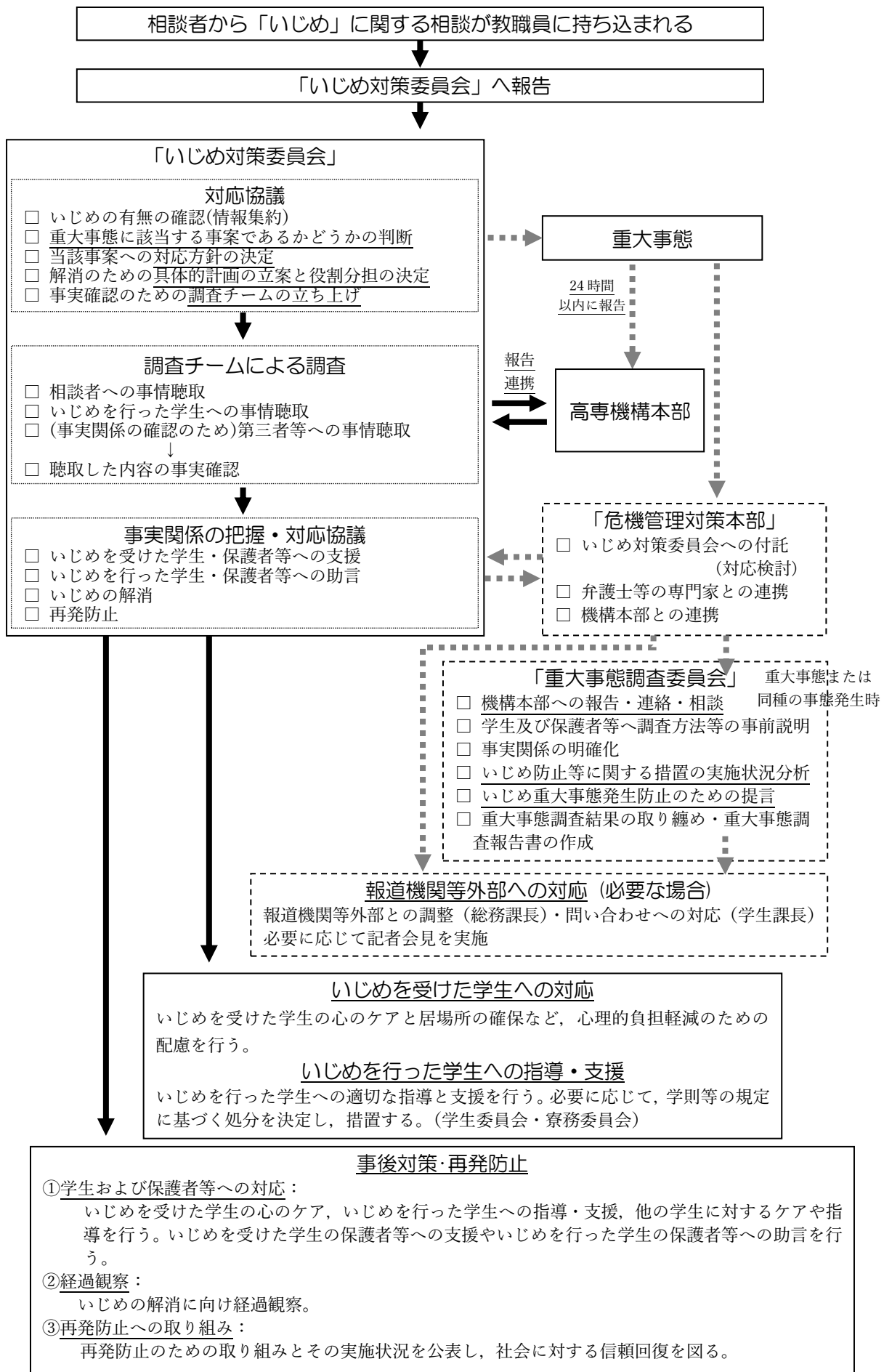
◇ 学生に対して

- ① 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れる。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。

◇ 保護者等に対して

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で面談し、事実関係を伝える。保護者等の都合によって面談が難しい場合は、まずは電話で事実確認を共有する。
- ② 学校の方針を伝え、今後の対応について保護者等の同意を得る。
- ③ 保護者等のつらい気持ちを受け止める。
- ④ 家庭での学生の様子に注意してもらい、些細なことでも情報を共有していく。
- ⑤ 継続して家庭と連携しながら、解決に向かえるよう努力することを伝える。

いじめが疑われる事案が発生した場合の対応の流れ



【いじめを行った学生とその保護者等への対応】

◇ 学生に対して

- ① いじめを行った気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向けた指導をする。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、いじめは決して許せない行為であることを認識させる。

◇ 保護者等に対して

- ① 正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② いじめは決して許されない行為であることを伝え、家庭での指導を依頼する。

【周りの学生への対応】

- ① 当事者だけの問題ではないことを伝え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② いじめは決して許さないという毅然とした態度をクラス・学校全体に示す。
- ③ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを伝える。

【いじめ調査チームによる調査の流れ】

- ① いじめ対策委員会は当該いじめ事案に対する調査を実施する旨、いじめを受けた学生と保護者等へ連絡するとともに、調査方法を説明する。
- ② いじめ対策委員会はいじめ調査を行うにあたり、学生委員、学生相談室員、学寮関係者、学生課等職員および心理・福祉等に関する専門家等で構成される調査チームを立ち上げる。
- ③ 事前に説明会を開催し、いじめ調査チームのメンバーは、いじめの概要、調査方法等を把握する。
- ④ 聴き取り調査は守秘義務が守られた空間で、対象学生（関係者）1人に対して、調査メンバー2人1組で行う。個別の聴取内容については「事実確認シート」（次ページ）にまとめる。
- ⑤ 聴き取り終了後は、いじめ調査メンバー全員で聴取内容を確認し、事実関係を明らかにする。
- ⑥ 調査結果をいじめ対策委員会に報告する。

事実確認シート

聴き取り日時： 月 日（ ）

対象者氏名（ クラス： ） （ いじめを行った学生・いじめを受けた学生・目撃者・その他 ）

記録者（ ） 聴き取り時間（ : ~ : ） 場所：（ ）

いつ	どこで	だれが	どんなことを
例) ○月○日 ○時頃	放課後教室	○○さん	「△△さんはうざいから無視しよう。」と言った。

その他気になった点 例) 目が泳いでいた 表情が暗かった 落ち着きがなかったなど

Ⅳ. いじめ重大事態への対応

Ⅳ-1. 重大事態とは

【重大事態の定義】

いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより学生が30日以上学校を欠席又は学籍上の身分異動を余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を「重大事態」とする。

Ⅳ-2. 重大事態における組織的対応の流れ

【重大事態の疑いが生じた時の対応】

報告された事案が、いじめ対策委員会において重大事態に該当すると判断された場合、以下のとおり対応する。（「重大事態への対応フロー図」参照。）

- 1) いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で、危機管理対策本部を設置するとともに、速やかにいじめ対策委員会を中心に適切な方法により調査を開始する。随時機構と連携をとりながら対処方針を共有し迅速に対応する。
- 2) 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、機構の承認を得た上で、「重大事態調査委員会」を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復を図るとともに、当該重大事態に関するいじめ防止等に関する措置の実施状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下、「重大事態調査」という。）を行う。
- 3) いじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合には、学校関係者に第三者を加えた重大事態調査委員会又は第三者からなる重大事態調査委員会において調査を行う。
- 4) 重大事態調査を行う際には、調査方法等について事前に、いじめを受けた学生及び保護者等へ説明した上で、その意向を踏まえて調査し、結果について、必要に応じて調査報告書を用いて、適切に説明する。
- 5) 重大事態調査の実施にあたっては、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省策定、最終改訂令和6年8月）を参照する。

V. インターネット上のいじめへの対応

V-1. インターネット上のいじめとは

【インターネット上のいじめ】

パソコンや携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の学生の悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により行われるいじめ。

【インターネット上のいじめの種類】

- ① 掲示板・ブログ・プロフでのいじめ
 - i) 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗中傷の書き込みを行う。
 - ii) 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報等を無断で掲載する。
 - iii) 特定の学生になりすましてインターネット上で活動を行う。
- ② メールでのインターネット上のいじめ
 - i) メールで特定の学生に対して、誹謗中傷を行う。
 - ii) 「チェーンメール」で悪口や誹謗中傷の内容を送信する。
 - iii) 「なりすましメール」で誹謗中傷などを行う。
- ③ その他
ロコミサイトや SNS、オンライン上のゲームのチャットなどで誹謗中傷の書き込みを行う。

【インターネット上のいじめの特徴】

- ① 匿名性が高い。
- ② インターネット上で拡散してしまうと情報を消去することが難しい。
- ③ 知らない人まで知ることになり、心理的ダメージが大きい。
- ④ いじめの実態が見えにくい。

V-2. 未然防止への取り組み

【学生への啓発】

- ① 情報リテラシーの授業内で SNS やインターネットの利用の仕方等を指導する。
- ② LHR の授業を利用して、SNS 等のインターネット上の犯罪やトラブルの解消法等の講義を行う。

【保護者等への啓発】

- ① 保護者等アンケート等を通して、保護者等に学生のインターネットの使い方の把握を促す。
- ② 保護者等面談等で学生のインターネットや SNS の利用状況の確認やインターネットを使う際の学生の様子（表情や頻度等）を把握する。

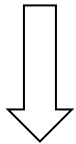
V-3. 早期対応

【画像や書き込みの削除】

- ① 被害の拡大を防ぐため、悪口や誹謗中傷等の書き込みを確認した際は、情報の削除を迅速に行う。
- ② 学校や保護者等のみで対応することが困難な事例が多いため、警察や専門機関と連携して対応する。

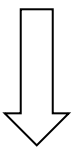
【いじめ対応の流れ】

書き込み内容の確認



誹謗中傷等の書き込みの相談があった場合、その内容を確認し、内容や書き込み時間、掲示板等の URL を保存・記録し、状況証拠を残す。

掲示板等の管理者への削除依頼



速やかに「管理者へのメール」や「お問い合わせ表示」から管理者へのメール送信につなげ、掲示板等のサイト管理者に権利侵害情報の削除を依頼する。

それでも削除されない場合

掲示板のプロバイダに権利侵害情報の削除を依頼する。また、福岡県警察本部サイバー犯罪対策課もしくは少年課等に相談する。

※ 法務局・地方法務局との連携

法務省の人権擁護機関である全国の法務局・地方法務局では、インターネット上の掲示板等にプライバシー侵害に当たる悪質な書き込みがなされたとしていじめを受けた学生等から相談を受けた場合、掲示板等を管理するプロバイダ等に対して、削除を依頼する方法や発信者情報の開示を請求する方法など、事案に応じた適切な助言を行っているほか、いじめを受けた学生自ら被害の回復予防を図ることが困難であるような場合は、表現の自由に配慮しつつ、法務局・地方法務局からプロバイダ等に対して削除要請を行っている。

学校だけの対応では解決できない場合などは、法務局・地方法務局に相談して対応することも有効である。

VI. いじめの解消

VI-1. いじめ解消の判断

【いじめ解消の要件】

いじめが解消されたかどうかについては以下の2つの要件が満たされていることを含め、教職員個人で判断するのではなく、いじめ対策委員会で十分に検討した上で、急ぐことなく判断する必要がある。

「いじめが解消している状態」にかかる要件

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた学生に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた学生、行った学生の様子を含め状況を注視し、学校いじめ対策委員会でその状況を共有する。

ただし、いじめの被害の重大性等から高専機構や学校いじめ対策委員会が、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、注視する期間を目安である3か月を超え設定するものとする。

② いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた学生がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要であり、いじめを受けた学生本人及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた学生及びいじめを行った学生について、日常的に注意深く観察する必要がある。

VI-2. 再発防止

【いじめ問題発生要因の分析】

- ① 校内のいじめ問題について、いじめ対策委員会により、いじめ発生要因を分析し、いじめの再発防止に役立てる。
- ② 分析結果については、全教職員に周知徹底し、クラス経営に役立てる。

【アンケートの実施】

- ① いじめ対策委員会は、いじめアンケートを年に4回、全学生に対して実施し、いじめの芽を見逃さないようにする。
- ② 学生相談室は、学校適応感尺度調査、こころと体の健康調査等メンタルヘルス関係のアンケートを実施し、学生の心の健康状態の把握に努める。

【教職員研修の充実】

- ① 教職員の感受性や共感性を高める研修会や事例検討会等実践に即した研修会を実施し、いじめを見過ごさないという教職員自身の心構えを養う。

VI-3. いじめ相談窓口

【有明高専相談窓口】

＜学生相談室＞

電話：0944-53-8657

Mail：soudan-dir@ml.ariake-nct.ac.jp

場所：有明高専内修己館1階

【高専機構相談窓口】

＜KOSEN ところとからだの学外相談室＞

電話：0800-000-2228

ホームページ：<https://www.kosen-k.go.jp/student/kenkou>